別表六の二（十七）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）（所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号。以下この記載要領において「平成26年改正法」という。）附則第112条第２項（連結法人の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する場合に限る。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(2)の合計）　(9)」及び「基準雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(3)の合計）　(10)」の各欄は、連結親法人（特例連結法人（平成26年改正法附則第112条第４項に規定する特例連結法人をいう。以下この記載要領において同じ。）を除く。）及び当該経過年度（同条第２項に規定する経過年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から特例連結事業年度（同項に規定する特例連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日まで継続して当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人に係る金額の合計額を記載し、特例連結法人については、次号を除き、記載を要しない。

3　「雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(2)の合計）　(9)」及び「基準雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(3)の合計）　(10)」の各欄の外書には、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載すること。

(1)　連結親法人（特例連結法人を除く。）及び当該経過年度終了の日から特例連結事業年度終了の日まで継続して当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人について記載する場合　当該経過年度終了の日において当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のうち同日の翌日から特例連結事業年度終了の日までの間に当該連結完全支配関係を有しないこととなつたもの（次号(1)において「離脱法人」という。）に係る金額の合計額

(2)　特例連結法人について記載する場合　当該特例連結法人に係る金額（当該特例対象事業年度（平成26年改正法附則第112条第４項に規定する特例対象事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が連結事業年度に該当する場合には、当該特例連結法人及び当該特例対象事業年度終了の時において当該特例連結法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人に係る金額の合計額）

4　「比較雇用者給与等支給額の合計額（各連結法人の(5)の合計）　(13)」並びに「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額　各連結法人の(38)の合計 ／ 各連結法人の(39)の合計　(40)」の「①」及び「②」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める法人を当該各欄の各連結法人として記載すること。

(1)　連結親法人（特例連結法人を除く。）及び当該経過年度終了の日から特例連結事業年度終了の日まで継続して当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人について記載する場合　当該連結親法人及び各連結子法人並びに各離脱法人

(2)　特例連結法人について記載する場合　当該特例連結法人（当該特例対象事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該特例連結法人及び当該特例対象事業年度終了の時において当該特例連結法人との間に連結完全支配関係がある各連結法人）

5　「控除上限割合　10又は20／100 × (16)／特例連結事業年度の月数（小数点以下２位未満切捨て）　(17)」及び「控除上限割合　10又は20／100 × ((21)＋(22))／(21)（小数点以下２位未満切捨て）　(23)」の各欄は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（租税特別措置法第68条の９第６項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小連結親法人をいう。）である場合には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消すこと。

6　「特例連結法人の経過雇用者給与等支給増加額　(4)　((９の外書)＜(13)の場合又は(14)≦(15)の場合は０)　(24)」及び「経過雇用者給与等支給増加額　(11)(マイナスの場合は０)　((9)＋(９の外書)＜(13)の場合又は(14)≦(15)の場合は０)　(25)」の各欄は、「雇用者給与等支給増加割合　((11)＋(11の外書))／((10)＋(10の外書))　(12)」の欄に記載した割合（以下この号及び次号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が0.02未満である連結事業年度又は事業年度、当該雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である連結事業年度又は事業年度（平成26年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号及び次号において「平成26年旧措置法」という。）第68条の15の５第１項各号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる要件のいずれかを満たさない連結事業年度又は平成26年旧措置法第42条の12の４第１項各号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる要件のいずれかを満たさない事業年度を除く。）及び次に掲げる規定の適用を受けた連結事業年度又は事業年度については、「０」と記載すること。